国名	スロバキア
公的年金の体系 保険料財源 企業・個人年金	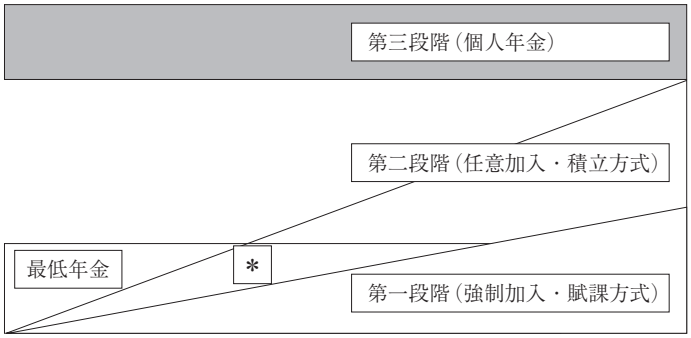 ＊は第一段階のみに加入した場合の最低年金
被保険者 （◎強制△任意×非加入）	第一段階　被用者◎　年収が平均賃金の50％以上の自営業者◎　その他の17歳以上の居住者△ 第二段階　35歳までの被保険者△
保険料率（2020年）	18％（被用者の場合は雇用者14％，被用者４％，自営業者と任意加入者は18％） うち4.75％を第二段階に回すことが可能，保険料率の上限は平均所得の７倍
支給開始年齢	2020年の時点で62歳８ヶ月，子どもの養育を行った場合には早期支給がある 現在段階的に支給開始を64歳へと引き上げ（1966年生まれ以降の世代が対象）
基本受給額	2020年の最低年金額は月額334.30ユーロ（平均賃金の33％）
給付の構造	第１段階：平均給与ポイント×加入期間×現在の年金価値 平均給与ポイント：保険加入期間の加入者の年収の平均年収に対する比率をポイント化したもの 最高で３となる 現在の年金価値：労働・社会政策・家族省により毎年公表される。2020年は13.6361ユーロ 第２段階：男女同一の生命表と予定利回り，および積立コストから算定
所得再分配	平均給与ポイントは，１以下の場合20％追加，1.25以上の場合ポイントの68％に削減 年金額が平均所得の60％未満の場合，追加でクリスマス給付がある。2019年は最高200ユーロ
公的年金の財政方式	第一段階は賦課方式，第二段階は積立方式
国庫負担	出産手当，休業手当，親族の介護のための手当の受給期間，６歳までの子供の育児期間，および重度の障害の親族の介護を行っている期間は国が負担する
年金制度における最低保障	保険期間が30年以上あり，計算による年金額が最低年金額を下回っている場合，その差額が支給される。30年を超える保険期間がある場合は年数に応じて追加支給がある
無年金者への措置	公的扶助により対応
公的年金と私的年金	第一段階と第二段階は公的年金（ただし第二段階の資金運用は民間），第三段階は私的年金
国民への個人年金情報の提供	保険者の請求に応じて，社会保険庁が個人口座の情報を提供する

（仙石　学・北海道大学教授）

スロバキアの年金制度

仙石　学（北海道大学 教授）

1．制度の特色

スロバキアの年金制度は，1993年の独立からしばらくの間は社会主義期の制度がおおむね維持されていたが，2003年から2004年にかけて制度が改編され，賦課方式の基礎年金と積立方式の付加年金，そして個人で加入する年金の三段階からなる，いわゆる「多柱型」の年金制度が2005年から導入されることとなった。ただこの制度の根幹は現在でも維持されているものの，制度の細部に関しては政治的な理由からしばしば変更が行われてきた。現在でも年金制度に関しては政党間に対立がある事項があり，そこから再度年金制度の改編が実施される可能性もある。そのため本稿での年金制度に関する記述は2019年から2020年初頭にかけての，政権交代の直後の時期の現状をまとめたものであるということを，あらかじめお断りしておく。

2．沿革

スロバキアで最初に年金制度が導入されたのは，オーストリア＝ハンガリー二重帝国のハンガリーの統治下にあった1912年のことであった。この時の制度は公務員を対象とするもので，保険制度ではなく国庫負担による給付を行うものであった。その後第一次世界大戦を経てスロバキアがチェコとともにチェコスロバキアとして独立したのちには，段階的に公務員，鉱山労働者，一般労働者，農業労働者といった職種ごとの年金制度が整備された。この当時の年金制度は，積立方式の基金型が主なものであった。制度の整備が進んだことで，当時の東欧諸国の中では例外的にチェコスロバキアでは広い範囲の国民が年金制度の対象となったが，他方で制度間の格差が大きいという問題を抱えていた。

第二次世界大戦ののちは，インフレにより戦前の基金型年金の維持が困難になったことから，1948年に国民のほとんどを対象とする一元化された新たな賦課方式の年金制度が導入された。だがこの制度は1956年に，個人が保険料を納めるシステムから政府が勤続年数や賃金，および職種により年金を給付する形に変更された。この際の職種については，社会主義体制における戦略的重要性に応じて３つのカテゴリー（第１カテゴリーが政府・軍・警察関係と重工業・鉱山労働者，第２カテゴリーが一般労働者，第３カテゴリーが集団農場に加入していない個人農および自営業者）に分類され，上のカテゴリーほど年金支給開始年齢が低く，また年金額が高く設定されていた。逆に第３カテゴリーについては引き続き10年間の保険料の支払いが求められ，また医療保険制度の対象外となっていた。

体制転換とチェコスロバキアの解体を経て1993年にスロバキアは独立したが，年金制度に関しては1990年代には社会主義期の制度が，市場経済に合わせた修正は行われたものの，カテゴリー間の格差も含めてほぼそのまま存続していた。だがスロバキアがEU加盟に向けて一連の改革を進める中で年金制度についても改革が行われることとなり，その結果として2005年からは，第１カテゴリーのうち警察官や軍人，消防士，税関職員などの特殊な職種を特別年金に移行した上で，その他のすべての国民を対象とする一元的な公的年金制度を導入することとなった。またこの時に，一元化された公的年金を第一段階として，その上に民間の基金運用会社が積立金の運用を行う第二段階の基金型年金，および個人で年金保険会社に積立を行う第三段階の個人年金の制度が導入され，ここに多柱型の年金制度が形成されることとなった。

これが現在のスロバキアの年金制度につながるものであるが，この中で特に第二段階の基金型年金のあり方については，政治的な理由からしばしば変更が行われてきた。制度導入の当初は，ネオリベラル的な経済改革を進めていたズリンダ政権のもとで原則強制加入（ただし2005年以前から年金制度に加入していた場合は任意で選択することが可能）とされたが，その後社会民主主義系のフィツオ政権が2008年からこれを任意加入へと変更した。その後もこの基金型年金はしばらく政争の対象となっていたが，最終的に2012年に現在の制度の形とすることで主要な政治勢力が合意に至っている。なお基礎年金に関しても，制度の細部に関してはしばしば修正が行われてきたが，基本的な制度は大きくは変更されていない。

3．制度体系の概要

先に述べたように，現在のスロバキアでは，特別年金制度の対象となる職種に従事している場合以外は，単一の公的年金を基盤とする年金制度に加入する。現在の制度は2003年に制定された社会保険法（Zákon o sociálnom poistení, No. 461/2003）に規定される，第一段階の公的な運営による強制加入の賦課方式・確定拠出の基礎年金，2004年に制定された老齢貯蓄年金法（Zákon o starobnom dôchodkovom sporení, No. 43/2004）に規定される，第二段階の民間の基金運用会社が資金運用を行う任意加入の積立方式・確定拠出の付加年金，および補完的年金法（Zákon o doplnkovom dôchodkovom sporení, No 650/2004）に規定される，第三段階の個人で年金保険会社と契約を行う任意加入の個人年金の三段階からなる。以下では，第一段階および第二段階の年金制度の概要を説明する。

基礎年金に関しては全ての被用者と，平均賃金の50％以上の年収がある自営業者に加入の義務がある。なお出産手当，休業手当，親族の看護のための手当を受給している期間，６歳以下の子どもを養育している期間，および重度の障がいのある親族の介護を行っている期間については，保険料の支払いがなくても国庫負担により加入期間に参入される。2004年以前から制度に加入していた場合は，従軍，就学，および失業していた期間もこれに加えられる。なお制度加入の対象とならない場合（所得の少ない自営業者や学生，失業中など）でも，17歳以上でスロバキアに居住権を有している場合には，保険料を全額自分で負担することで任意加入が可能となる。保険料に関しては，失業中などで保険料の納付が困難な場合には後日追納を行うこともできるが，この場合には最低基準と最高基準の間で本人が申告した基準をもとに，その24％（６％の障害年金保険料を含む）の保険料を支払うこととされている。なお付加年金の加入は原則として任意であるが，35歳を超えてから加入することはできない。

年金の保険料率を算定する所得基準は，給与所得者の場合税込みの月収，自営業者の場合は月額の課税対象所得の1.486分の１（67.3％），任意加入者は社会保険庁が定めた額（最低で平均所得の50％）をそれぞれ基準として，その18％が老齢年金保険の保険料となる。これは自営業者と任意加入者は全額負担となるが，給与所得者の場合は４％が被用者，14％が雇用者の負担となる。なお第二段階の積立方式の制度に加入する場合は，保険料のうち５％が年金基金運用会社の運用に回されるが，被保険者は５社（2019年までは６社あったが，うち２社が11月に合併してAllianz，AXA，DSS PABK，NN，VÚBの５社となった）ある運用会社の中から，自分の基金を運用する会社を選ぶこととされている。給与所得者の場合は，この５％は雇用者の負担分から充当される。なおこの第二段階の保険料比率は，2024年までに段階的に６％まで引き上げられることが予定されている。

年金の支給開始年齢は，現在段階的に男女とも64歳へと引き上げられているところであるが（1966年以降に生まれた人は64歳支給開始となる），2020年に退職する場合は男女とも年金支給開始年齢は62歳と８ヶ月である。なお６歳以下の子どもを養育した期間がある場合には早期受給が認められるが，これは男女および子どもの人数により差があり，例えば５人以上の子どもを養育した女性は59歳から年金の受給が可能となるのに対して，男性は３人以上の子どもを養育した場合に62歳６ヶ月と２ヶ月しか短縮とならない。ただし今後支給開始年齢が引き上げられるのに合わせて，子どもを養育した期間がある場合の早期受給に関しても，最終的には男女とも子ども３人以上の場合で62歳６ヶ月に統一される予定である。なお年金の受給は繰上げおよび繰下げが可能で，繰上げた場合には30日につき年金額の0.5％の額が削減，繰下げた場合は同額が追加で支給される。繰上げ受給は繰上げ可能な年齢が定められているわけではなく，次節に示す算定式に基づき計算された年金額が，毎年国が定める大人の生存最低額の1.2倍以上あること，15年以上の保険期間があること，退職後常勤の職に就かないこと，および支給開始を希望する年の２年前に申請することが条件とされている。

年金を受けるために必要な加入期間は，第一段階に関しては最低15年である。なお30年以上の加入期間があり，かつ年金支給額が平均賃金の33％に満たない場合には，その差額分を最低年金として受給す

ることが可能である。30年を超える加入期間がある場合は生存最低額を基準とする割増があり，これは39年までの分は１年につき生存最低額の２％，40年以上の分は１年につき３％の割増となる（例えば41年加入していた場合，31年から39年の分が２％，40年からの分が３％で合計24％の割増となる）。第二段階に関しては特に最低加入期間の定めはないが，先にも述べたように第二段階への加入を選択できるのは35歳までとなっている。

４．給付算定方式，スライド方式

第一段階の基礎年金は個人のポイントに基づき，以下の算定式により計算される。

支給年金額＝個人の平均給与ポイント
×加入期間×現在の年金価値

平均給与ポイント（Priemerný osobný mzdový bod）は，全国の平均年収に対する被保険者の税込み平均年収の比率として計算され，最大値は３となるように計算される。ただし所得再配分の観点から，平均賃金ポイントは１以下の場合には20％の割増があり，逆に1.25以上の場合には算定されたポイントの68％に抑制される。現在の年金価値（Aktuálna dôchodková hodnota）は労働・社会問題・家族省が毎年算定するもので，基本的には２年前の第３四半期の税込み賃金に対する１年前の同時期の税込み賃金の伸び率に合わせて算定される。なお第一段階のスライドに関しては賃金に連動する現在の年金価値以外に，物価上昇率に合わせる改定もある（現在は暫定的に最低２％とされている）。年金には上限額があるわけではないが，年収が平均賃金の７倍を超える場合はその部分は年金の支給基準としては算定されない（保険料の徴収対象とならない）ので，平均賃金の７倍の所得から計算される年金額が実質的な支給の上限額となる。算定された年金は12等分されて毎月支給されるが，年金支給額が平均賃金の65％を下回る場合には，追加で12月にクリスマス給付（Vianočný príspevok）が支給される。2019年には最大で200ユーロが支給された。

第二段階の付加年金は原則として，男女同一の生命表と予定利回り，および基金運用会社の積立コストから算定される。第二段階の年金に関しては通常の終身年金のほか，一部の一時金での受給，もしくは５年，７年，ないし10年の確定給付期間がある終身年金を選択することも可能である。

５．負担，財源

老齢年金を含む年金制度は，基本的に社会保険庁が徴収する保険料により賄われている。老齢年金以外に社会保険庁が管理する保険としては医療保険（14％，うち被用者４％），疾病給付（2.8％，労使折半），障害・遺族給付（６％，労使折半），労働災害給付（0.8％，雇用者負担），失業給付（２％，労使折半），雇用者の責任によらず給与が払えない場合などに雇用者の保険料納付を支援する制度（0.25％，雇用者負担），および社会保険の支出増に備えるための社会連帯基金（4.75％，雇用者負担）がある。スロバキア統計局にデータのある2018年までに関しては，社会保険庁の財政状況は以下の通りである。

表１　近年の社会保険庁の財政状況（単位1000ユーロ）

	2013	2014	2015	2016	2017	2018
歳入	6,636,378	6,897,611	7,403,479	7,147,696	7,744,696	8,210,626
歳出	6,638,253	6,961,191	7,181,334	7,347,701	7,712,913	8,111,119

［出典］スロバキア統計局

この表から判断すると社会保険庁の収支は，単年度では赤字の年もあるものの今のところおおむね均衡が保たれている状態にあるといえるが，老齢年金に限定した場合，2018年度の保険料収入が41億ユーロほど（歳入の約半分）なのに対して，年金支給関連の支出は61億ユーロを超えていて（歳出の４分の３ほど），しかもこの歳入と歳出の差が今後大幅に増加することが予測されている。この点に関しては，「最近の議論や検討の動向」の項目において説明を行うこととする。

６．財政方式，積立金の管理運用

第一段階の基礎年金は賦課方式であり，徴収した保険料を原資として社会保険庁がその管理運用と年金の給付を行う。第二段階は積立方式で，国立銀行が免許を付与し社会保険庁と契約関係を締結した年金基金会社が，社会保険庁より委託された積立金の管理運用を行う。各年金基金会社はそれぞれ，保証付き債権ファンドと保障なし有価証券ファンドを設

定することが義務づけられていて，それぞれの条件に合う形での運用を実施する。なお国立銀行は年金基金会社の監督も行う。

7．制度の企画・運営体制

老齢年金を含めた年金制度に関しては，企画立案は労働・社会問題・家族省が実施し，制度の運営は社会保険庁が実施する。また社会保険庁は年金基金運用会社との契約にも責任を有し，合わせて徴収した保険料のうち第二段階の保険料に相当する部分を基金運用会社に委託している。

社会保険庁の監督・監査機関としては，11名のメンバーからなる監督委員会（Dozorná rada）があり，その議長は労働・社会問題・家族担当大臣が務める。議長以外のメンバーは国民議会（国会）により選出される。また年金を含む社会保険全体の運営に関しては，政府の監督機関として労働・社会問題・家族省に加えて財務省もこれを担うこととなっている。

8．最近の議論や検討の動向，課題

すでに述べたとおり，スロバキアの年金制度は2004年の現行制度の成立以後もしばしば改編が繰り返されてきたが，直近の2019年にも以下のような改編が行われた。

1．期限なく段階的に引き上げる予定であった年金支給開始年齢を64歳支給開始で固定。

2．最低年金額の引き上げ，および支給基準を最低生存額から平均賃金に変更。

3．クリスマス給付の増額（最大100ユーロから200ユーロに，支給の基準も平均賃金の60％から65％に引き上げ）

だがこれらの変更に関しては，年金支給開始年齢の引き上げが止まる2035年以降に新規の年金受給者が大きく増える可能性が高いこと，最低年金を賃金に連動させたことで支給の対象となる層が増えることなどから，今後の年金財政を圧迫する可能性が高いことが指摘されている（現在の予測では2063年にGDP比で最大7.1％の赤字が生じることが指摘されている）。そのために今後も，年金制度の持続性を考慮した制度の変革が必要とされている。

主な参考資料

松澤祐介（2019）「スロバキア：新自由主義の『振り子』」仙石学編『新世界の社会福祉5 旧ソ連・東欧』旬報社（なお出版時期の都合上，この論文の年金制度の説明には2019年の変更が反映されていないので注意）

Aging working group（2017）*Country fiche on 2018 pension projections of the Slovak republic*. Bratislava: Ministry of the Finance of Slovak Republic. ＜https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/economy-finance/final_country_fiche_sk.pdf＞

Fil'arská, J., R Kotulič, I. Kravčáková Vozárová, V. Ivanková, and R., Vavrek（2018）. "Pension Reform in Slovakia and its Influence on the Future Income of the Population in the Post Productive Age." *Journal of Applied Economic Sciences*, 13: 3, 685-704.

Inglot, T.（2008）*Welfare states in East Central Europe, 1919-2004*. Cambridge: Cambridge University Press.

Ministry of the Finance of Slovak Republic（2020）*Pension projections of Slovakia: 2020 update*. Bratislava: Ministry of the Finance of Slovak Republic. ＜https://www.mfsr.sk/sk/financie/institut-financnej-politiky/seminare-prezentacie/prezentacie/25-pension-projections-slovakia-2020-update.html＞

スロバキア社会保険庁・年金情報ホームページ
https://www.socpoist.sk/old-age-pension-/51389s（英語版）
https://www.socpoist.sk/starobny-dochodok/1286s（スロバキア語版）

スロバキア統計局ホームページ
https://slovak.statistics.sk/

MISSOC（欧州社会保護共通情報システム）
https://www.missoc.org/missoc-database/comparative-tables/results/